

34 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【471（423）百万円】

対策のポイント

薬用作物等の産地形成を加速化させるため、栽培実証ほ場の設置等のほか、事前相談窓口の設置や栽培技術の指導体制の確立に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの促進、栽培技術確立のための実証ほ場の設置、農業機械の改良等に対する支援を通じ、産地化を推進してきました。
- ・このような中、新たに産地化を検討する地域等では、常時相談できる相談窓口の設置や専門家による栽培技術指導など一体的・継続的に支援する体制整備が必要です。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度））

<主要内容>

1. 産地支援体制整備〔新規〕

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

2. 新産地等確立支援

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
 - （2）安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
 - （3）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等
- 等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

（関連対策）

1. 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発（委託プロジェクト研究）〔新規〕

100（一）百万円

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、他作物の研究者・研究機関が蓄積している知見や技術も幅広く活用しつつ、低コストで安定生産が可能となる技術の実用化を推進します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業〔新規〕

44（一）百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM（多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系）を活用した標準的な病虫害防除体系の確立に対して支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：	生産局地域作物課	（03－6744－2117）
	関連対策1の事業	技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）
		（03－3502－2549）
	2の事業	消費・安全局植物防疫課（03－3502－3382）

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成28年度概算要求額471(423)百万円】

○これまで、産地と漢方薬メーカーとのマッチングや栽培技術の確立を支援するなどにより、その産地化を後押し。

○今後、着実な産地化の取組を促進するため、これまでの取組に加え、事前相談等の常設窓口の設置や現場における技術確立等の取組を一体的に実施する体制を整備する必要。

現状

薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存。
一方、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として高い関心。

- 厚生労働省、関係団体と連携し、薬用作物に係る情報交換やマッチングの促進のためのブロック会議を開催。

新たな課題

➤ 相談体制の確立

- ・ 十分な知見をもたずに取り組み、産地化に失敗。
- ・ 相談窓口が存在しない

➤ 指導体制の確立

- ・ 現場に栽培指導者がいない
- ・ 普及指導員の経験が浅い
- ・ 薬用作物に関する知見が少ない



事業内容 (※補助率:定額、1/2以内)

- 産地等確立支援事業により
 - ・ 実証ほ場設置
 - ・ 農業機械の改良
 - ・ 栽培マニュアルの作成

新たな支援策

事前相談、マッチング促進等の常設窓口の設置等を支援

現場における栽培技術の指導体制の確立を支援

今後の展開方向

厚生労働省、関係団体と連携した一体的・継続的な支援体制の構築による産地形成の加速化